

第114回

定時株主総会招集ご通知

日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場 所 新潟県長岡市東坂之上町一丁目2番地3
当行2号館3階大会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

目 次

第114回定時株主総会招集ご通知…………… 1

〔添付書類〕

第114期事業報告…………… 3

計算書類…………… 24

連結計算書類…………… 27

監査報告…………… 30

〔株主総会参考書類〕

第1号議案 剰余金処分の件…………… 33

第2号議案 取締役12名選任の件…………… 34

第3号議案 監査役3名選任の件…………… 42

株主総会会場ご案内図



大光銀行

証券コード：8537

(証券コード 8537)
平成28年6月2日

株主各位

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
株式会社 大光銀行
取締役頭取 **古出 哲彦**

第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後5時10分までに当行に到着するようご返送いただき、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時 （受付開始 午前9時）
2. 場 所 新潟県長岡市東坂之上町一丁目2番地3
当行2号館3階大会議室
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第114期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 2. 第114期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役12名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件

「ご案内」

- ①当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
(なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主1名に限ることとさせていただきます。)
- ②議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。
- ③紙資源の節約のため、本「招集ご通知」をご持参ください。
- ④インターネットによる開示
計算書類の「個別注記表」及び連結計算書類の「連結注記表」は法令及び当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<http://www.taikobank.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成する際に監査した計算書類及び連結計算書類には、この「個別注記表」及び「連結注記表」も含まれております。
- ⑤節電等を考慮しまして当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきますので、株主の皆さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ⑥株主総会終了後、株主の皆さまとの懇談会の場を設けておりますので、お気軽にご参加いただきたく存じます。
- ⑦本招集ご通知の発出後に、株主総会参考書類及び事業報告、計算書類、連結計算書類の記載事項に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当行ホームページにて、修正後の内容を開示いたします。
(当行ホームページアドレス <http://www.taikobank.jp/>)

以 上

-
- ◎インターネットに開示いたしました「個別注記表」「連結注記表」の郵送をご希望の株主さまは、本店代表(電話0258-36-4111)までお知らせください。
また、当日受付にも備え置きいたしますので、ご希望の株主さまはお申し出ください。

添付書類

第114期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

イ. 主要な事業内容

当行は、新潟県内を主要な営業基盤とし、本店のほか支店69か店において、預金業務及び貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険の販売業務等を行っております。

ロ. 金融経済環境

平成27年度におけるわが国の経済を顧みますと、年度前半は、景気全体としては緩やかな回復基調が続きましたが、中国をはじめとする新興国経済の景気減速の影響等もあり、輸出が弱含み、個人消費および民間設備投資の回復に遅れがみられました。年度後半に入り、景気全体としては引き続き緩やかな回復基調が続いた一方で、持ち直しの動きが続いていた設備投資や住宅建設は横ばいとなり、消費者マインドの足踏みから個人消費にも弱さがみられました。

当行の主たる営業基盤である新潟県の経済につきましても、日本経済と同様に年度を通して緩やかな回復が続きましたが、公共投資が継続して減少傾向にあったほか、増勢が続いていた輸出は、年度後半に入り一部に弱めの動きがみられました。

金融情勢につきましては、前年度末に0.40%であった新発10年物国債利回りは、本年1月に日本銀行が「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を決定したことなどから低下し、今年度末はマイナス0.05%となりました。また、前年度末に19千円台前半であった日経平均株価は、20千円台まで上昇する局面もありましたが、世界経済の減速懸念や原油安などを背景に、今年度末は17千円を割る水準となりました。

ハ. 事業の経過及び成果

こうした金融経済環境のなか、当行は、平成27年度より開始しました3カ年の第10次中期経営計画「Change～だから、変わる。～」に基づき、収益力の強化と営業基盤の拡充を目指し、さまざまな施策を実施してまいりました。

当期に取り組んでまいりました主な施策は以下のとおりであります。

地方創生への取組みとしましては、昨年5月から10月にかけて、地域に潜在する革新的・創造的プランの具現化を後押しする「地方創生『たいこうビジネスプランコンテスト2015』」を開催いたしました。本コンテストは来期以降も継続的に開催し、新潟県における創業の機運向上を図ってまいります。また、昨年12月には、首都圏から新潟県へと「ひと」の流れをつくる取組みとして、新潟県へのUターンにより創業・就農・就業を希望する方を情報提供などでサポートするため、外部専門機関との連携を開始いたしました。本年1月には、産業振興や子育て支援、定住促進など、地方創生をより一層強力に推進していくことを目的に、新潟県との間で地方創生にかかる包括連携協定を締結いたしました。

政府の成長戦略の一つに掲げられている「女性の活躍促進」に向けた取組みとしましては、昨年4月に新潟県内金融機関では初めて、女性の活躍促進に積極的に取り組む法人のお客さまに対し、外部専門機関と協調して資金面でサポートする融資スキーム「トキメキみらい」の取扱いを開始いたしました。本年3月には、女性のお客さまのニーズに沿った商品やサービスの開発に向け、さまざまな世代や職業で活躍されている女性にもメンバーにも加わっていただき、女性向け商品・サービス検討チーム「コフレディア」（フランス語のCoffret（箱）、英語のLady（女性）、Idea（アイデア）を合わせた造語）を発足いたしました。

このほか、事業を営むお客さまに対しましては、技術課題の解決や製品開発などのニーズに適切にお応えするため、本年3月に国立大学法人長岡技術科学大学と包括連携に関する協定を締結いたしました。また、同月、知的財産の創造、保護、活用といったお客さまの知的財産経営をサポートするため、国際特許事務所と業務提携契約を締結いたしました。

個人のお客さまに対しましては、簡潔な手続きでご利用いただける利便性の高い商品・サービスの充実に力を入れて取り組んでまいりました。昨年9月よりお申込時の来店や申込書・契約書の記入が不要なWeb専用非対面カードローン「LUXZO（ラグゾー）」の取扱いを開始したほか、本年3月には、スマートフォンでの手続きのみで預金口座開設の申込みが完結する「たいこう口座開設アプリ」の取扱いを開始いたしました。いずれも新潟県内金融機関では初めての取扱いであり、今後につきましてもお客さまより選ばれ、ご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

店舗面におきましては、当行では現在、本店の新築を進めております。現本店は老朽化が進んできており、本店新築により安全性確保や業務継続体制の強化に向け耐震・防災機能の向上を図るほか、現在分散している本部機能の集約により効率的な業務運営態勢を構築いたします。新本店は、平成30年の完成を予定しております。

当期の業績は、以下のとおりであります。

譲渡性預金を含めた預金等残高は、法人預金を中心に増加し、前期比243億円増加の1兆3,069億円となりました。貸出金残高は、中小企業向け貸出を中心に増加し、前期比234億円増加の9,705億円となりました。

損益状況につきましては、経費や実質与信関係費用の減少などにより、経常利益は、前期比10億88百万円増加の46億73百万円となりました。当期純利益は、前期比13億15百万円増加の29億66百万円となりました。

二. 当行の対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境を中長期的に展望しますと、少子高齢化に伴う人口減少により地域社会・経済の縮小が懸念されているほか、他業態からの銀行業務への参入などにより競合がますます激化し、経営環境は今後、一段と厳しさを増すことが予想されております。

こうした諸課題に適切に対処すべく、当行は、第10次中期経営計画「Change～だから、変わる。～」に基づいて徹底的に地域に密着する姿勢を貫き、お取引先企業の事業内容や成長可能性等を適切に評価し金融面からサポートすることで、お取引先企業の競争力や生産性の向上、地域経済の持続的成長および地方創生に積極的に貢献してまいります。そのうえで、当行自身の収益力の強化と営業基盤の拡充を図り、地域になくてはならない銀行としての確固たる地位を築き上げてまいります。

併せて、お客さまから信頼いただき、安心してご利用いただくため、コンプライアンスの徹底やリスク管理の高度化に引き続き取り組んでまいります。

当行は、こうした取組みにより、地域に根差した金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご高配を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	第111期 (平成24年度)	第112期 (平成25年度)	第113期 (平成26年度)	第114期 (平成27年度)
預 金	12,449	12,754	12,826	12,604
定期性預金	8,181	8,224	8,592	8,083
その他	4,267	4,529	4,233	4,520
貸 出 金	8,896	9,160	9,471	9,705
個人向け	2,611	2,663	2,708	2,749
中小企業向け	4,233	4,314	4,477	4,642
その他	2,052	2,181	2,285	2,313
商品有価証券	2	2	1	8
有 価 証 券	3,842	3,698	3,617	3,802
国 債	1,936	1,935	1,860	1,839
その他	1,906	1,763	1,757	1,962
社 債	30	30	30	30
総 資 産	13,456	13,777	13,966	14,355
内 国 為 替 取 扱 高	30,664	33,231	36,492	37,895
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 114	百万ドル 97	百万ドル 79	百万ドル 66
経 常 利 益	百万円 2,622	百万円 2,992	百万円 3,585	百万円 4,673
当 期 純 利 益	百万円 1,585	百万円 1,349	百万円 1,651	百万円 2,966
1株当たり当期純利益	15円91銭	13円57銭	16円65銭	29円90銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 預金には、譲渡性預金（平成27年度465億円）が含まれておりません。

(参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	第111期 (平成24年度)	第112期 (平成25年度)	第113期 (平成26年度)	第114期 (平成27年度)
経 常 収 益	219	221	221	214
経 常 利 益	27	30	36	47
親会社株主に帰属する 当期純利益	16	13	16	29
包 括 利 益	75	12	91	25
純 資 産 額	711	719	796	818
総 資 産	13,466	13,788	13,977	14,366

- (注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	882人	925人
平 均 年 齢	40年 7月	40年 2月
平 均 勤 続 年 数	16年 2月	15年11月
平 均 給 与 月 額	344千円	333千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く3月中の平均であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
新 潟 県	62店 うち出張所 (-)	62店 うち出張所 (-)
群 馬 県	1 (-)	1 (-)
埼 玉 県	5 (-)	5 (-)
東 京 都	1 (-)	1 (-)
神 奈 川 県	1 (-)	1 (-)
合 計	70 (-)	70 (-)

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を38か所（前年度末39か所）に設置しております。
なお、店舗外現金自動設備は、設置場所数（出張所数）をカウントしております。
2. 当年度において、店舗外現金自動設備は、新潟交通バスセンター（新潟市）の1か所を廃止いたしました。

□. 当年度新設営業所
該当事項はありません。

八. 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	701
---------------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア投資	301

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 本店の新築に伴い、当年度において本店建物の一部を除却しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

□. 子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
たいこうカード 株式会社	新潟県長岡市城内 町二丁目2番地4	クレジットカード業 務、金銭の貸付業務、 信用保証業務等	平成2年 6月29日	百万円 35	% 45.16	—
大光リース 株式会社	新潟県長岡市城内 町二丁目2番地4	総合リース業務	昭和49年 10月21日	百万円 270	% 5.00	—

(注) 資本金は単位未満を、当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。

<重要な業務提携の概況>

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫266金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合134組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連733（農林中金・信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行との提携により、株式会社セブン銀行の現金自動設備の利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・振込みのサービスを行っております。

7. 新潟県内に本店（本所）を置く地方銀行2行、信用金庫9金庫、信用組合10組合、系統農協25、労働金庫1金庫との提携により、口座振替による資金決済サービス（NBセンター代金回収サービス）を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況
該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
古出 哲彦	取締役頭取（代表取締役） 監査部担当		
佐藤 盤	専務取締役（代表取締役） 関東地区本部長 営業統括部・地域産業支援部担当		
石田 幸雄	常務取締役 総合企画部・経営管理部・ 人事部担当		
小出 友吉	常務取締役 審査部・市場金融部担当		
村山 博幸	常務取締役 事務部長 総務部・事務部担当		
亀貝 信一	常務取締役 営業統括部長		
梶山 敏男	取締役 新潟地区本部長・新潟支店長		
山岸 和博	取締役 長岡地区本部長・本店営業部長		
松田 直樹	取締役 人事部長・女性活躍推進室長		
近藤 喜栄知	取締役 東京支店長・ 総合企画部東京事務所長		
細貝 巖	取締役（社外役員）	弁護士 （細貝法律事務所所長）	
鈴木 裕子	取締役（社外役員）		
中村 勝義	常勤監査役		
三浦 睦浩	常勤監査役		
小林 彰	監査役（社外役員）	弁護士 （小林彰法律事務所代表）	
吉井 清一	監査役（社外役員）		

- (注) 1. 取締役のうち、細貝巖及び鈴木裕子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、小林彰及び吉井清一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役細貝巖氏及び取締役鈴木裕子氏、監査役小林彰氏及び監査役吉井清一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	13人	213(77)
監 査 役	4人	35
計	17人	248(77)

- (注) 1. 支給人数には、平成27年6月24日開催の第113回定時株主総会において任期満了により退任しました取締役1名が含まれております。
 2. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与38百万円は含まれておりません。
 4. 取締役の報酬等には、当事業年度に係る業績連動型報酬額22百万円ならびにストックオプション報酬額54百万円が含まれております。
 5. 確定金額報酬以外の金額をカッコ内書きしております。
 6. 平成25年6月25日開催の第111回定時株主総会における決議に基づき、取締役の報酬体系につきましては、(1) 確定金額報酬、(2) 業績連動型報酬、(3) スtockオプション報酬としております。
 また、監査役の報酬体系につきましては、(1) 確定金額報酬のみとしております。
 (1) 確定金額報酬については、取締役の報酬限度額（社外役員の報酬を含む）は、平成元年6月29日開催の第87回定時株主総会において月額13百万円以内（使用人分給与は含まれない）、監査役の報酬限度額（社外役員の報酬を含む）は、平成11年6月29日開催の第97回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。

- (2) 業績連動型報酬については、平成25年6月25日開催の第111回定時株主総会における決議に基づき、当行単体の当期純利益を基準として、次の報酬枠としております。

単体当期純利益水準	報酬枠
5億円以下	0円
5億円超～10億円以下	16百万円
10億円超～15億円以下	22百万円
15億円超～20億円以下	28百万円
20億円超～25億円以下	34百万円
25億円超	40百万円

- (3) ストックオプション報酬については、平成25年6月25日開催の第111回定時株主総会における決議に基づき、年額60百万円以内としております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
細 貝 巖	社外役員が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
鈴 木 裕 子	
小 林 彰	
吉 井 清 一	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
細貝 巖 (社外取締役)	弁護士(細貝法律事務所所長) 当行との間には貸出金等の取引があります。
小林 彰 (社外監査役)	弁護士(小林彰法律事務所代表) 当行との間に開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
細貝 巖 (社外取締役)	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回 全てに出席	主に弁護士としての専門的見地 から発言を行っております。
鈴木 裕子 (社外取締役)	9ヶ月	社外取締役就任後開催の取締役 会10回全てに出席	主に一般顧客の観点から発言を 行っております。
小林 彰 (社外監査役)	8年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回 のうち12回及び監査役会17回 全てに出席	主に弁護士としての専門的見地 から発言を行っております。
吉井 清一 (社外監査役)	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回 及び監査役会17回全てに出席	主に一般顧客の観点から発言を 行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4人	11	該当ありません

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	200,000千株
	発行済株式の総数	100,014千株
(2) 当年度末株主数		4,268名
(3) 大株主（上位10名）		

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,053 ^{千株}	6.10 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	5,551	5.59
大光従業員持株会	2,587	2.60
株式会社みずほ銀行	2,393	2.41
日新火災海上保険株式会社	1,824	1.83
株式会社東和銀行	1,480	1.49
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	1,440	1.45
第一生命保険株式会社	1,428	1.43
株式会社大東銀行	1,424	1.43
明治安田生命保険相互会社	1,395	1.40

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は自己株式（799千株）を除いて計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	1. 名称 株式会社大光銀行第1回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 131,100株 3. 権利行使期間 平成25年7月13日から平成55年7月12日まで 4. 権利行使価額 (1株当たり) 1円	6人
取締役 (社外役員を除く)	1. 名称 株式会社大光銀行第2回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 242,100株 3. 権利行使期間 平成26年7月15日から平成56年7月14日まで 4. 権利行使価額 (1株当たり) 1円	9人
取締役 (社外役員を除く)	1. 名称 株式会社大光銀行第3回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 244,000株 3. 権利行使期間 平成27年7月14日から平成57年7月13日まで 4. 権利行使価額 (1株当たり) 1円	10人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 青木裕晃 指定有限責任社員 杉田昌則 指定有限責任社員 若松大輔	44	監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行の会計監査人に対して、当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は44百万円であります。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

当行と責任限定契約は締結しておりません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会社都合の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行は当該方針は定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行は、業務の適正を確保する体制を整備するため、「内部統制の体制整備の基本方針」を取締役会の決議により定めております。その決議の内容および当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

<p>(1) 当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>	<p>【決議の内容】 当行の取締役は、「経営理念」および「行動憲章（コンプライアンス基本方針）」の実現と確立に努め、誠実かつ率先垂範して法令等を遵守し、行内のコンプライアンス風土を醸成する。 当行の取締役は、職務の執行にあたり、取締役が負う善良な管理者としての注意を払う義務および忠実にその職務を行う義務を全うする。 当行の取締役がコンプライアンスを率先垂範するため、「役員倫理規程」を定める。 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、毅然たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除する。</p> <p>【運用状況の概要】 当行の取締役は、「役員倫理規程」に基づき、銀行経営の基盤である社会からの信用・信頼の確保と、当行の永続的発展のために、率先垂範して行動している。 反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを「行動憲章（コンプライアンス基本方針）」において定めている。 「経営理念」および「行動憲章（コンプライアンス基本方針）」については、全部・店へのポスター掲示などにより全従業員に周知を図っている。</p>
<p>(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p>	<p>【決議の内容】 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理が適切に行われるよう、取締役会他経営に関する委員会等の議事録は、「取締役会規程」および各委員会規程に基づき作成、保存および管理する。 また、行内の文書の作成、保存および管理について、「文書規程」を定める。</p> <p>【運用状況の概要】 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録を始めとする各種議事録や各種起案書等の文書は、作成、保存、管理等の方法を定めた各種規程に基づき取り扱っている。</p>

<p>(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p>	<p>【決議の内容】 信用リスク、市場リスク等の各リスク毎のリスク管理方針および統合的リスク管理方針を取締役会で決議し、各リスク管理方針に則ったリスク管理規程を策定した上でリスクの把握および適切な管理を行うとともに、各リスクの管理状況を総合的に掌握する。 また、経営に大きな影響を及ぼす流動性危機への対応として、「風評リスク・流動性危機管理規程」を定め、未然防止と流動性危機が発生した場合の体制を整備する。 さらに、災害発生時の損害の回避と業務の継続性を確保するため、「災害対策規程」を定め、災害発生時に迅速、適切な措置を講じる体制を構築する。</p>
	<p>【運用状況の概要】 リスク毎の管理方針および統合的リスク管理方針を取締役会の決議により定めているほか、統合的リスク管理部署において、年度ごとにリスク管理プログラムを策定し、中間期末および期末にはその実施状況をチェックするなど、リスクの統合管理に努めている。また、それらのリスクを横断的に管理するため、定期的に経営委員会（信用リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、ALM委員会）を開催し、必要な協議を行っているほか、内部監査部門が各部署のリスク管理の適切性を監査している。さらに、大口融資案件その他重要審査案件等を審査する機関として、頭取、専務取締役および常務取締役からなる融資審査会を設置し、融資の可否を決定している。 経営に大きな影響を及ぼす流動性危機への対応については、事態の重要度に応じて対策本部を設置するなど、適切な対応ができる体制となっている。 地震・津波・火災といった自然災害、停電・システム障害・通信障害・原発事故といった技術的災害を大規模災害として想定しており、緊急時に備えるため、各本店に災害対策責任者等を置いているほか、災害の状況に応じて対策本部を設置するなど、適切な対応ができる体制となっている。また、必要に応じて訓練を実施している。</p>
<p>(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p>	<p>【決議の内容】 経営に関する重要事項を協議する機関として、取締役頭取、専務取締役、常務取締役からなる常務会を設置し、取締役会が決定した経営の基本方針に基づき、経営に関する重要事項を協議し、迅速な意思決定と業務の執行を統制する。 当行の取締役および使用人の職務の執行が円滑かつ効率的に行われるよう、「職務権限規程」および「職務権限表」を定める。</p> <p>【運用状況の概要】 常務会を原則週1回開催しており、取締役会で意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当行業務の執行について審議し、意思決定を行っている。 全役職員は「職務権限規程」および「職務権限表」に基づき職務を遂行している。また、同規程、権限表については必要に応じ、適時見直しを行っている。</p>

<p>(5) 当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>	<p>【決議の内容】</p> <p>当行の使用人の法令等遵守について、「行動憲章」ならびに行動基準である「役職員行動規範」を定めるとともに、コンプライアンスに関する規程の整備を図り、組織体制として、コンプライアンスに係る課題を討議検討するコンプライアンス委員会を設置し、各本店にコンプライアンス責任者を配置し法令等遵守体制を確立する。</p> <p>法令等遵守を実現するための具体的計画として、毎年度「コンプライアンスプログラム」を取締役会で決議し、実施状況を取締役会に報告する。</p> <p>反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力等対応規程」を定め、統括部署を設置し、各本店に不当要求防止責任者を配置するとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に向けた行内体制を整備する。</p> <p>職務執行に係る一定事項について、リーガルチェックを行い適法性を確保する。</p> <p>内部監査部門は、業務の健全性および内部管理体制の適切性を確保すべく、「内部監査規程」を定め、内部監査を実施する。</p>
	<p>【運用状況の概要】</p> <p>コンプライアンス委員会を毎月1回開催し、当行におけるコンプライアンスの状況・問題点等の把握および報告、対応策の協議などを行っている。</p> <p>年度毎に決議したコンプライアンスプログラムについては、その実施状況を半期毎に取締役会に報告している。</p> <p>反社会的勢力との関係遮断に向け、「反社会的勢力等対応規程」に基づく対応を徹底しているほか、各種会議や研修等により従業員に対する教育を行っている。</p> <p>「リーガル・チェック実施規程」において、リーガルチェックの対象事項を定めており、対象事項の起案部および統括部署が、その適法性を都度確認している。法務・税務にかかる経営上の問題については、顧問弁護士および顧問税理士に照会し、専門的な見地からの指導を受けている。</p> <p>内部監査部門は、監査計画に基づき本部各部および全営業店に対して年度内に原則1回の監査を実施しており、その結果について取締役会に報告している。</p>

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

<p>(6) 当行及び子会社・関連会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制</p>	<p>【決議の内容】 イ. 当行の子会社・関連会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制 当行および子会社・関連会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため、子会社・関連会社管理の基本的事項について、「子会社・関連会社管理規程」を定め、子会社・関連会社の行う一定事項について、事前に銀行に協議するものとし、また、株主総会および取締役会の議事、決算状況、不祥事件の発生等について、報告を受けることとし、当行の子会社・関連会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制を整える。 ロ. 当行の子会社・関連会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 「子会社・関連会社管理規程」に担当部が定期的に子会社・関連会社の経営状況を取締役に報告することを定める。 ハ. 当行の子会社・関連会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当行と子会社・関連会社は常に密接な連携・協調関係の維持に努めるものとして、当行は子会社・関連会社が各々、独立した会社として自主性を保つよう配慮しながら、各社に対し適切な協力・支援を行う。 ニ. 当行の子会社・関連会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 「子会社・関連会社検査マニュアル」に基づき、当行の内部監査部門が子会社・関連会社のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し、その結果を取締役会へ報告する。</p>
	<p>【運用状況の概要】 子会社・関連会社は、必要な事項について当行に都度協議又は報告を行っている。 当行は各社の自主性に配慮しながら、適切な協力・支援を行っている。 子会社・関連会社の経営状況については、半期毎に取締役会に報告がなされている。 当行の内部監査部門は、監査計画に基づき子会社・関連会社に対して原則年度内に1回の監査を実施しており、その結果について取締役会に報告している。</p>
<p>(7) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項</p>	<p>【決議の内容】 当行の監査役から職務を補助する使用人の配置を求められた場合には、必要とする人材と人数を協議し配置する。 【運用状況の概要】 当行は監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助する使用人1名を配置している。</p>

<p>(8) 当行の監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当行の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p>	<p>【決議の内容】 当行の監査役を補助する使用人は、他の部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者から指揮命令を受けないこととし、その使用人の任命および異動等については、事前に監査役会の同意を求めなければならない。 当行の監査役が補助使用人に指示した業務については、監査役の指揮命令に従う。</p> <p>【運用状況の概要】 監査役を補助する使用人は、監査役と同室に常駐し、監査役の指揮命令に従い業務を遂行している。 また、当該使用人の取締役からの独立性および指示の実効性を確保するため、当該使用人の人事考課については監査役が行うほか、当該使用人の人事処遇については監査役と人事部の協議により決定している。</p>
<p>(9) 当行の監査役への報告に関する体制 当行の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに当行の子会社・関連会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制</p>	<p>【決議の内容】 法令等の違反行為、当行又は当行の子会社・関連会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法および各業法に定める不祥事件ならびにコンプライアンスヘルプラインの受付状況等について、当行の監査役へ報告すべき旨および報告の時期、方法を、当行および子会社・関連会社のコンプライアンスマニュアル等で定める。</p> <p>【運用状況の概要】 監査役への報告は、当行および子会社・関連会社の規程等に基づき行われている。 コンプライアンスヘルプラインを利用して内部通報があった場合については、その窓口となる担当部署が監査役に対し適時報告を行っている。</p>
<p>(10) 当行の監査役へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p>	<p>【決議の内容】 当行の監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをすることを禁止する。</p> <p>【運用状況の概要】 コンプライアンスヘルプラインの通報者に対しては、当該通報をしたことにより人事関係を含め不利益な取扱いをすることがない旨を当行および子会社・関連会社の規程等に定めており、当該規程等に従った運用がなされている。 監査役に直接報告を行った者についても、コンプライアンスヘルプラインによる報告に準じた取扱いを受けており、報告者は適切に保護されている。</p>

<p>(11) 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p>	<p>【決議の内容】 当行の監査役が、その職務を執行するうえで生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を適切に処理する。</p> <p>【運用状況の概要】 監査役が職務の執行について生じる費用について、銀行から前払い又は償還を受けることができる旨を「監査役監査基準」において定めている。当行は、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要と判断できる場合において、その請求に応じている。</p>
<p>(12) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p>	<p>【決議の内容】 当行の監査役会は、代表取締役頭取、監査法人、内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。</p> <p>【運用状況の概要】 監査役と代表取締役頭取は、年4回の定期的な会合において意見交換を行っている。 監査役と監査法人は、相互に監査概要等を説明し、意見交換をしているほか、監査役による監査法人の監査への立会い、監査法人から監査役への定期的な監査結果の説明等を通じて、随時連携を図っている。 監査役と内部監査部門は、定期的なミーティングの場を設けており、内部監査部門の監査結果および監査役の往査結果を相互に説明し、意見交換を行っている。</p>

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第114期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 資	貸有コ預そ	17,048
役	受そ	13,269
そ	外商	3,696
そ	国	6
そ	貨債株金	18
そ	債	57
そ	融	2,035
そ	の	697
そ	の	1,337
そ	の	997
そ	の	23
そ	の	15
そ	の	957
そ	の	1,022
そ	の	248
そ	の	212
そ	の	119
そ	の	24
そ	の	417
経 資	預讓コ借社	760
役	支そ	609
そ	国	15
そ	金	8
そ	融	86
そ	の	40
そ	の	0
そ	の	1,580
そ	の	131
そ	の	1,448
そ	の	650
そ	の	200
そ	の	0
そ	の	449
そ	の	12,755
そ	の	683
そ	の	493
そ	の	27
そ	の	162
経 特	固	4,673
特	減	9
税	引	38
法	人	77
法	人	4,567
法	人	700
当	期	900
		1,600
		2,966

第114期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本										株 主 資 本 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株 主 資 本 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金					
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	10,000	8,208	-	8,208	1,791	7	21,000	19,198	41,997	△225	59,980
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当								△495	△495		△495
固定資産圧縮積立金の取崩						△1		1	-		-
固定資産圧縮積立金の積立						3		△3	-		-
当 期 純 利 益								2,966	2,966		2,966
自己株式の取得										△0	△0
自己株式の処分			△2	△2						14	11
自己株式処分差損の振替			2	2				△2	△2		-
土地再評価差額金の取崩								10	10		10
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	1	-	2,476	2,478	13	2,492
当 期 末 残 高	10,000	8,208	-	8,208	1,791	9	21,000	21,675	44,475	△211	62,472

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	15,874	2,486	18,361	77	78,419
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△495
固定資産圧縮積立金の取崩					-
固定資産圧縮積立金の積立					-
当 期 純 利 益					2,966
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					11
自己株式処分差損の振替					-
土地再評価差額金の取崩		△10	△10		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	772	91	864	42	907
当 期 変 動 額 合 計	772	80	853	42	3,388
当 期 末 残 高	16,647	2,566	19,214	120	81,807

招 集 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

第114期末 (平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	65,342	預 金	1,260,402
商 品 有 価 証 券	835	譲 渡 性 預 金	46,519
金 銭 の 信 託	3,000	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	901
有 価 証 券	380,414	借 用 金	16,020
貸 出 金	970,416	社 債	3,000
外 国 為 替	2,407	そ の 他 負 債	17,684
そ の 他 資 産	2,859	賞 与 引 当 金	660
有 形 固 定 資 産	14,506	役 員 賞 与 引 当 金	22
建 物	2,916	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,712
土 地	10,511	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	200
リ ー ス 資 産	384	偶 発 損 失 引 当 金	188
建 設 仮 勘 定	387	利 息 返 還 損 失 引 当 金	9
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	306	繰 延 税 金 負 債	3,524
無 形 固 定 資 産	846	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,732
ソ フ ト ウ ェ ア	722	支 払 承 諾	2,282
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	48	負 債 の 部 合 計	1,354,861
リ ー ス 資 産	9	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	65	資 本 金	10,000
繰 延 税 金 資 産	63	資 本 剰 余 金	8,208
支 払 承 諾 見 返	2,282	利 益 剰 余 金	44,752
貸 倒 引 当 金	△6,286	自 己 株 式	△211
資 産 の 部 合 計	1,436,689	株 主 資 本 合 計	62,749
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16,647
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,566
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△602
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	18,611
		新 株 予 約 権	120
		非 支 配 株 主 持 分	345
		純 資 産 の 部 合 計	81,827
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,436,689

第114期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収入	益	21,408
資金運用	利息配当	17,080
貸出証券	利息	13,300
有価証券	配当	3,696
コールローン	及び買入手形	6
預け金	利息	18
その他の	受入利息	58
役務の取引	等収入	2,212
その他の	業務収入	1,079
その他の	経常収入	1,036
貸倒引当	金戻入	227
償却債権	取立	212
その他の	の経常収入	596
経常費用	費用	16,689
資金調達	費用	761
預讓渡	金性預金	609
コールマネー	利息及び売渡手形	15
借入	金	8
社債	利息	86
その他の	の支払利息	40
役務の取引	等費用	0
その他の	業務費用	1,721
その他の	経常費用	650
その他の	の経常費用	12,862
その他の	の経常費用	693
経常特別利益	利益	4,719
固定資産	処分	9
特固定資産	処分	38
減損	損	77
税金等調整前当期純利益	利益	4,612
法人税、住民税及び事業税	税額	705
法人税等調整	額	901
法人税等	合計	1,607
当期純利益	利益	3,004
非支配株主に帰属する当期純利益	利益	6
親会社株主に帰属する当期純利益	利益	2,998

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第114期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,000	8,208	42,241	△225	60,224
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△495		△495
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,998		2,998
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△2		14	11
自己株式処分差損の振替		2	△2		－
土地再評価差額金の取崩			10		10
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	2,511	13	2,524
当 期 末 残 高	10,000	8,208	44,752	△211	62,749

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	15,874	2,486	670	19,031	77	340	79,675
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△495
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							2,998
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							11
自己株式処分差損の振替							－
土地再評価差額金の取崩		△10		△10			－
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	772	91	△1,273	△409	42	4	△361
当 期 変 動 額 合 計	772	80	△1,273	△420	42	4	2,152
当 期 末 残 高	16,647	2,566	△602	18,611	120	345	81,827

独立監査人の監査報告書

株式会社 大光銀行
取締役会 御中

平成28年5月13日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 青木 裕 晃 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 杉 田 昌 則 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 若 松 大 輔 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大光銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 大光銀行

平成28年5月13日

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉田 昌 則[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若松 大 輔[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大光銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社・関連会社については、子会社・関連会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社・関連会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社・関連会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

株式会社 大光銀行 監査役会

常勤監査役 中 村 勝 義 ㊦
常勤監査役 三 浦 睦 浩 ㊦
監 査 役 小 林 彰 ㊦
監 査 役 吉 井 清 一 ㊦

(注) 監査役小林彰及び監査役吉井清一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

招 集 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当行は、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつ、永続的かつ安定的な配当の継続を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績並びに経営環境を総合的に勘案したうえで、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金2円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、248,036,532円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は1株につき5円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
①	古出哲彦 (昭和22年1月18日生)	昭和45年4月 大蔵省入省 平成6年7月 国税庁長官官房総務課長 平成7年5月 福岡国税局長 平成9年7月 総務庁人事局次長 平成11年7月 水資源開発公団理事 平成14年6月 株式会社紀陽銀行 常務取締役 平成17年6月 株式会社紀陽銀行 専務取締役 平成21年5月 当行顧問 平成21年6月 当行取締役副頭取 統括並びに監査部担当 平成21年10月 当行取締役頭取 監査部担当（現任） ■取締役候補者とした理由 平成21年6月より取締役副頭取に就任、同年10月より取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者といたしました。	54,000株

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
②	さとう いわお 佐藤 盤 (昭和25年5月16日生)	昭和48年4月 当行入行 平成6年1月 当行長岡西支店長 平成8年2月 当行佐和田支店長 平成9年10月 当行六日町支店長 平成13年8月 当行営業統括部副部長兼支店支援課長 平成15年6月 当行営業統括部付部長兼支店支援課長兼お客さま相談室長 平成16年1月 当行川口支店長 平成17年6月 当行新潟支店長 平成20年6月 当行取締役新潟支店長 平成20年7月 当行取締役営業統括部長 平成23年6月 当行常務取締役営業統括部長 金融サービス部担当 平成24年6月 当行常務取締役 営業統括部・金融サービス部担当 平成26年6月 当行専務取締役 営業統括部・金融サービス部(現・地域産業支援部)担当 平成27年6月 当行専務取締役関東地区本部長 営業統括部・地域産業支援部担当(現任)	28,000株
■取締役候補者とした理由 長岡西支店、佐和田支店、六日町支店、川口支店、新潟支店の支店長、営業統括部長等を歴任したほか、平成20年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
③	いし だ ゆき お 石 田 幸 雄 (昭和29年1月2日生)	昭和51年4月 当行入行 平成15年8月 当行業務監査部業務監査室長 平成17年6月 当行総合企画部企画広報課長兼 コンプライアンス室長 平成18年6月 当行総合企画部副部長 平成20年7月 当行大宮支店長 平成21年6月 当行総合企画部長 平成23年6月 当行取締役総合企画部長 平成25年6月 当行常務取締役 総合企画部・経営管理部 担当 平成26年6月 当行常務取締役 総合企画部・人事部担当 平成27年6月 当行常務取締役 総合企画部・経営管理部・ 人事部担当(現任) ■取締役候補者とした理由 大宮支店長、総合企画部長等を歴任したほか、平成23年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者となりました。	34,000株
④	こ い で とも きち 小 出 友 吉 (昭和28年2月21日生)	昭和50年4月 当行入行 平成10年6月 当行鴻巣支店長 平成13年6月 当行大野支店長 平成15年5月 当行横浜支店長 平成17年6月 当行業務監査部副部長兼業務監査室長 平成18年6月 当行監査部副部長 平成19年6月 当行監査部長 平成22年6月 当行取締役事務部長 平成26年6月 当行常務取締役 審査部・融資企画部・ 事務部担当 平成27年6月 当行常務取締役 審査部・市場金融部担当 (現任) ■取締役候補者とした理由 鴻巣支店長、大野支店長、横浜支店長、監査部長、事務部長等を歴任したほか、平成22年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者となりました。	28,000株

募集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、 並びに 当行における地位及び担当 重要な兼職の状況	所有する当 行の株式数
⑤	むら やま ひる ゆき 村 山 博 幸 (昭和28年6月15日生)	昭和51年4月 当行入行 平成17年6月 当行新保支店長 平成19年6月 当行東三条支店長 平成21年6月 当行監査部副部長 平成22年6月 当行監査部長 平成24年6月 当行取締役人事部長 平成27年6月 当行常務取締役事務部長 総務部・事務部 担当(現任) ■取締役候補者とした理由 新保支店長、東三条支店長、監査部長等を歴任したほか、平成24年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者いたしました。	17,000株
⑥	かめ がい しん いち 亀 貝 信 一 (昭和30年3月23日生)	昭和53年4月 当行入行 平成16年1月 当行桶川支店長 平成18年4月 当行宮内支店長 平成20年7月 当行審査部副部長 平成22年6月 当行審査部長 平成25年6月 当行取締役審査部長 平成26年6月 当行取締役長岡地区本部長兼本店営業部長 平成27年6月 当行常務取締役営業統括部長(現任) ■取締役候補者とした理由 桶川支店長、宮内支店長、審査部長等を歴任したほか、平成25年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者いたしました。	24,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 行 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 行の株式数
⑦	やま ぎし かず ひる 山 岸 和 博 (昭和31年2月24日生)	昭和49年4月 当行入行 平成18年4月 当行村松支店長 平成21年6月 当行新潟駅前支店長 平成23年6月 当行東京支店長兼総合企画部東京事務所長 平成24年6月 当行営業統括部長 平成26年6月 当行取締役営業統括部長 平成27年6月 当行取締役長岡地区本部長兼本店営業部長 (現任) ■取締役候補者とした理由 村松支店長、新潟駅前支店長、東京支店長、営業統括部長等を歴任したほか、平成26年6月より取締役に務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者いたしました。	8,000株
⑧	まつ だ なお き 松 田 直 樹 (昭和31年2月21日生)	昭和53年4月 当行入行 平成19年6月 当行鴻巣支店長 平成21年6月 当行長岡東支店長 平成22年6月 当行人事部副部長 平成24年6月 当行監査部副部長 平成25年6月 当行監査部長 平成26年6月 当行取締役監査部長 平成27年6月 当行取締役人事部長兼女性活躍推進室長 (現任) ■取締役候補者とした理由 鴻巣支店長、長岡東支店長、監査部長等を歴任したほか、平成26年6月より取締役に務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者いたしました。	7,000株

募集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
⑨	<p>近藤喜栄知 (昭和30年12月9日生)</p>	<p>平成13年5月 当行入行 平成19年6月 当行小針南支店長 平成21年6月 当行神田支店長 平成22年6月 当行審査部副部長 平成25年2月 当行五泉支店長 平成26年6月 当行東京支店長兼総合企画部東京事務所長 平成27年6月 当行取締役東京支店長兼総合企画部東京事務所長（現任）</p> <p>■取締役候補者とした理由 小針南支店長、神田支店長、五泉支店長、東京支店長等を歴任し、平成27年6月より取締役に務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していることから取締役候補者といいたしました。</p>	1,602株
<p>新任</p> <p>⑩</p>	<p>石田和彦 (昭和30年9月13日生)</p>	<p>昭和53年4月 当行入行 平成18年6月 当行中里支店長 平成20年7月 当行宮内支店長 平成22年6月 当行総合企画部副部長 平成24年6月 当行総務部副部長 平成25年6月 当行総務部長（現任）</p> <p>■取締役候補者とした理由 中里支店長、宮内支店長、総務部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していることから取締役候補者といいたしました。</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 並びに 当行における地位及び担当 に重要な兼職の状況	所有する当 行の株式数
⑪	<p>社外取締役候補者</p> <p>ほそ かい いわお 細 貝 巖 (昭和33年7月4日生)</p>	<p>平成4年4月 第二東京弁護士会登録 平成9年6月 新潟県弁護士会登録 平成11年3月 細貝法律事務所所長（現任） 平成16年6月 株式会社原信監査役 平成22年6月 原信ナルスホールディングス株式会社 （現・アクシアルリテイリング株式会社） 監査役 平成26年6月 当行取締役（現任） 平成26年6月 アクシアルリテイリング株式会社 取締役 （現任）</p> <p>■社外取締役候補者とした理由 細貝氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を持ち合わせており、自らの知見に基づいて当行の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に貢献できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。</p>	2,000株
⑫	<p>社外取締役候補者</p> <p>すず き ひろ こ 鈴 木 裕 子 (昭和23年2月5日生)</p>	<p>昭和43年4月 新潟県庁入庁 平成6年4月 県農林水産部経営普及課副参事農村生活担当 平成8年4月 県環境生活部女性政策課事業推進係長 平成13年4月 県農業大学校研修センター助教授 平成16年4月 県長岡地域振興局農林振興部農業企画課長 平成18年4月 県農林水産部経営普及課長 平成19年4月 県労働委員会事務局長 平成20年3月 新潟県庁退職 平成24年4月 新潟市農業振興地域整備審議会委員 平成24年4月 新潟県特別栽培農産物新潟地域認証委員会委員 平成25年1月 新潟市市場取引委員会委員（現任） 平成27年6月 当行取締役（現任）</p> <p>■社外取締役候補者とした理由 鈴木氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり新潟県の行政に携わり、幅広い知識と豊富な知見を有しており、自らの知見に基づいて当行の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に貢献できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。</p>	1,000株

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

- (注) 1. 当行と候補者 細貝巖氏との間には貸出金等の取引があります。その他の候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者 細貝巖氏と鈴木裕子氏は社外取締役候補者であります。
3. 当行は、細貝巖氏、鈴木裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当行は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 当行は、細貝巖氏、鈴木裕子氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役三浦睦浩氏、吉井清一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役中村勝義氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、藤沢稔氏は中村勝義氏の補欠として選任をお願いいたしますと存じます。よって、その任期は当行定款第33条第2項の定めに従い、退任する同監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位並びに重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
①	三浦 睦浩 (昭和28年9月1日生)	昭和53年4月 当行入行 平成13年8月 当行直江津支店長 平成15年8月 当行宮内支店長 平成18年4月 当行小千谷支店長 平成20年7月 当行人事部副部長 平成22年6月 当行営業統括部副部長 平成23年6月 当行大宮支店長 平成25年6月 当行常勤監査役（現任） ■監査役候補者とした理由 直江津支店長、宮内支店長、小千谷支店長、大宮支店長等を歴任したほか、平成25年6月より監査役を務め、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していることから監査役候補者いたしました。	9,000株
新任 ②	藤沢 稔 (昭和31年5月30日生)	昭和54年4月 当行入行 平成19年2月 当行総合企画部内部統制準備室長 平成20年7月 当行総合企画部副部長 平成22年6月 当行融資企画部副部長 平成24年6月 当行融資企画部長 平成27年6月 当行監査部長（現任） ■監査役候補者とした理由 融資企画部長、監査部長等を歴任し、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していることから監査役候補者いたしました。	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 並びに重要な兼職の状況	所有する当 行の株式数
③	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外監査役候補者</div> わた なべ たかし 渡 辺 隆 (昭和26年3月15日生)	昭和51年4月 株式会社新潟日報社入社（編集局） 平成14年4月 同社東京支社報道部長 平成17年4月 同社編集局報道部長 平成18年4月 同社編集局次長 平成19年3月 同社論説副委員長 平成20年4月 同社論説委員長 平成22年3月 同社取締役編集局長 平成24年4月 同社取締役執行役員編集制作統括本部長兼 編集局長 平成26年3月 同社常務取締役 営業統括広告事業・ デジタル事業担当 平成28年3月 同社常務取締役退任 ■社外監査役候補者とした理由 渡辺氏は、公共性・倫理性の高い報道機関出身者であり、また、会社経営者としての幅広い見識を有しており、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。	一株

- (注) 1. 各監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者 渡辺隆氏は社外監査役候補者であります。
3. 渡辺隆氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当行は、社外監査役候補者である渡辺隆氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

メ モ 欄

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ 欄

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ 欄

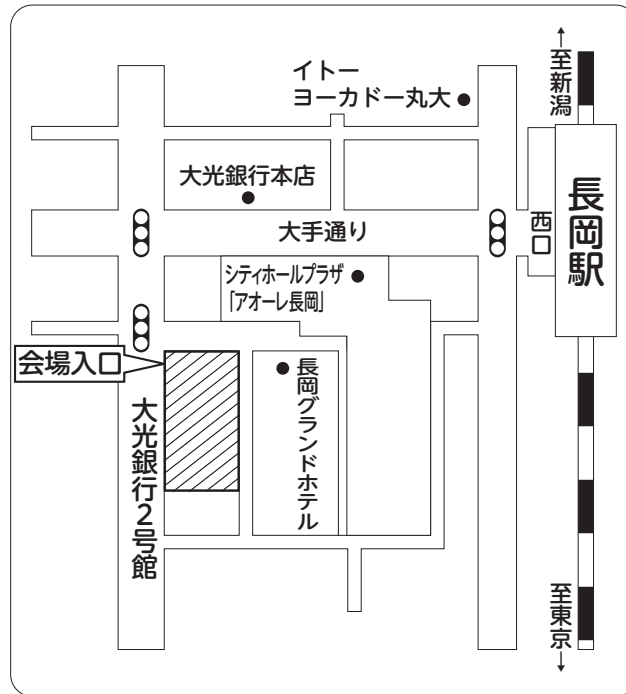
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

場所 新潟県長岡市東坂之上町一丁目2番地3

当行2号館3階大会議室

電話(0258)36-4111



(お願い) 誠に恐縮でございますが、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での
ご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。